

令和6年12月11日

「独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十条第一項第五号の規定により、同号のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を確実にかつ適正に行うことができると認められるものとして環境大臣が指定する法人を定める件（案）」に
対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

「独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十条第一項第五号の規定により、同号のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を確実にかつ適正に行うことができると認められるものとして環境大臣が指定する法人を定める件（案）」について、令和6年10月29日（火）から令和6年11月27日（水）まで御意見を募集したところ、提出された御意見は0件でした。

御協力いただきありがとうございました。

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL: 03-6457-9096
電子メール: PCB@env.go.jp